

## 第142回国際研修

平成21年5月11日（月）から同年6月19日（金）まで

### 1 研修の主要課題は、「刑事施設の過剰収容問題とその効果的な対応策」です。

世界各国における矯正行政及び犯罪者処遇は、着実な発展を遂げ、多くの成果を挙げています。しかしながら、犯罪の増加・悪質化、量刑に関する政策の変化に伴う刑期の長期化、被害者に配慮した犯罪者の厳罰化などを背景として、被拘禁者数が継続的に増加し、様々な刑事施設において居室数が不足するなど、過剰収容が問題となっています。最近の調査<sup>1</sup>によると、全世界で925万人が刑務所等に拘禁されており、多くの国で刑務所人口が増加しています。

過剰収容は、被拘禁者の居住環境を悪化させ、過密な居住環境は、被拘禁者に緊張感、圧迫感をもたらし、それによるストレスは、好ましくない心理的影響を及ぼす危険があります。また、過剰収容は、刑事施設の管理運営上、様々な困難を生じさせます。例えば、過密な居住環境によるストレスから被拘禁者間のトラブルや職員に対する暴行等の引き金となる危険性もあり、こうした場合、施設内の規律・秩序の維持を優先させざるを得ません。さらに、過剰収容は、受刑者の改善更生・社会復帰という矯正処遇の本来的な目的の実現に支障を来たすおそれがあります。このように、過剰収容は、被拘禁者の居住環境、施設内の規律・秩序の維持、適切な矯正処遇の実施という側面において看過し難い支障を生じさせることになるため、収容人員を統制可能なレベルで維持管理し、刑事施設の円滑で適正な管理運営を行うことは、喫緊の課題です。

2005年に第11回国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）において採択されたバンコク宣言第8パラグラフでは、「適用可能な国際基準に従い、公判前勾留施設及び矯正施設にいる全ての者への人道的処遇を含め、公正かつ効率的な刑事司法関係施設を発展・維持することを確約する。」として、刑事施設に収容されている被拘禁者の人権保障と施設の効率的運営を図ることが盛り込まれており、これは、過剰収容状態にある刑事施設においても最大限に尊重されなければなりません。

一方、被拘禁者の処遇について見てみると、1955年の第1回国連犯罪防

---

<sup>1</sup> ロンドン大学キングスカレッジ国際刑務所研究所の「世界刑務所人口リスト(World Prison Population List)」(第7版)による。

止会議において、「被拘禁者処遇最低基準規則」が採択され、居住設備、衣類等の保障、医療の保障、家族との通信・面会の権利、受刑者処遇の目的が社会復帰にあることの確認、処遇の個別化等、あらゆる種類の被拘禁者の処遇及び施設の管理についての最低基準を示し、さらに、1990年12月の国連総会において、同基準規則の完全実施が、その基礎にある基本原則を明らかにすることにより促進されるであろうことを念頭に置き、すべての被拘禁者は人間としての尊厳と価値を尊重されることなど、被拘禁者の処遇に当たっての基本原則を明らかにするものとして「被拘禁者処遇基本原則」が採択されました。これらを受け、各国においては、それら基準・規則の履行・充足に向けた努力がなされていますが、被拘禁者の増加に伴い過剰収容状態となった刑事施設においては、これらが阻害される問題を抱えているのが実情であるといえます。

ところで、刑事施設の過剰収容問題は、それぞれの国にとって必ずしも一様でなく、また、時代の進展に伴い常に変化しているものと考えられるため、こうした変化に即応しつつ、有効な対応策を検討することが求められます。そのためには、刑事司法全体で過剰収容問題緩和のための有効な対応策を検討することが必要であり、まず、刑事手続の各段階における過剰収容緩和のための措置について検討し、さらに、矯正行政上の対応策について考えることが必要です。

まず、捜査から公判までの各段階における過剰収容緩和のための対策について、在宅取調べ、在宅拘禁、保釈、電子的監視、起訴猶予等の措置を講じることにより留置施設への収容回避を図ることを検討し、また、迅速な裁判の実施により、これら被留置者の収容期間の長期化防止に努めるとともに、罰金、刑の宣告猶予又は執行猶予等を言渡した上で社会奉仕命令、集中的保護観察、処遇プログラム受講命令等の拘禁代替措置（非拘禁措置）を有効活用することで留置施設における過剰収容の緩和を図ることが必要であると考えられます。

また、過剰収容状態となっている刑務所内において効果的な処遇を展開することは困難であり、また、軽微な犯罪者を刑務所に収容することで烙印を押し、かえってその者の円滑な社会復帰を阻害することにもなりかねません。こうした場合に拘禁代替措置が効果的であると考えられます。国連では、1990年に「非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）」を採択し、様々な非拘禁措置の態様及びガイドラインを示し、2000年の第10回コンGRESにおいても、矯正施設の収容者の増加及び過剰収容を抑制するため、有効な

拘禁代替措置の利用を促進することの重要性が強調されている（パラ 26）ほか、2005年の第11回コングレスでは、各国において、可能な限り拘禁よりも非拘禁措置を優先的に活用すること、取り分け比較的軽微な犯罪の場合は、当事者間の調停など社会内で実施可能な方法を活用することが奨励されています。

次に、矯正行政について目を向けると、増加を続ける受刑者数に対応するため、ある国では新しい刑務所の建設を進め、一方、コスト削減に迫られている国では、既存施設の増改築等により収容定員の拡大を行うなど、一層の効果的・効率的な運営が求められているというのが実情ですが、矯正行政における過剰収容の緩和の対応策としては、例えば、減刑（レミッション）、善時制（グッドタイム・コンダクト）、仮釈放、恩赦等により受刑者を早期に刑務所から釈放・出所させることにより収容人員を減少させることが考えられるため、こうした早期釈放制度の有無や制度利用のための条件・制限、問題点などについても検討する必要があります。

以上の状況にかんがみ、国連の地域研修所である国連アジア極東犯罪防止研修所は、研修員に、刑事施設の過剰収容の現状と問題点を明らかにし、解決のための効果的な対応策を検討することによって、参加各国において矯正行政の一層の促進と発展を図ることを目的として、本研修を実施するものです。

本研修の具体的な検討課題は以下のとおりです。

(1) 留置施設における過剰収容の現状・問題点及び刑事手続の各段階における対応策

ア 捜査、訴追及び判決前段階におけるダイヴァージョン等

- ・ 保釈
- ・ 電子的監視
- ・ 在宅拘禁
- ・ 起訴猶予
- ・ 集中的保護観察 等

イ 判決の選択肢としての拘禁代替措置又は非拘禁措置

- ・ 罰金
- ・ 集中的保護観察
- ・ 社会奉仕命令
- ・ 電子的監視

- ・ 処遇プログラム受講命令 等
- (2) 刑務所における過剰収容問題の現状・問題点と矯正行政による効果的な対応策
- ア 効果的な刑務所運営
- ・ 刑務所（民営施設含む。）の建設
  - ・ 現存施設の収容定員の拡大
  - ・ 早期釈放プログラム（恩赦，減刑，解放，仮釈放，善時制等） 等
- イ 再犯防止のための効果的プログラム
- ・ 認知行動療法
  - ・ 学校教育
  - ・ ソーシャルスキル・トレーニング
  - ・ 薬物濫用防止プログラム
  - ・ 精神衛生プログラム
  - ・ 職業訓練
  - ・ 就労支援 等
- (3) 刑務所の過剰収容対策としての社会内処遇及びアフターケア・プログラム
- ・ 保護観察
  - ・ 中間処遇施設（ハーフウェイハウス等）
  - ・ 薬物濫用防止プログラム
  - ・ 社会奉仕命令
  - ・ 就労支援
  - ・ 民間人及びコミュニティの活用 等

## 2 客員専門家（肩書きは講義当時のもの）

### (1) ロブ・アレン氏（Mr. Rob Allen）

ロンドン大学キングスカレッジ法学部刑務所問題国際研究所 所長

### (2) ピーター・ウング・ジョー・ヒー氏（Mr. Peter Ng Joo Hee）

シンガポール行刑局 局長

### (3) ハンス・ヨルグ・アルブレヒト氏（Prof. Dr. Hans-Jörg Albrecht）

マックス・プランク外国刑法・国際刑法研究所 所長

### (4) ニール・モーガン氏（Prof. Neil Morgan）

西オーストラリア州行刑監査庁 長官